

交通運輸部・公安部・国家安全生产监督管理总局の『道路輸送車両の動態監督管理規則』修正に関する決定（中華人民共和国交通運輸部令 2016 年第 55 号）

リンク：http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5113020.htm

道路輸送車両の動態監督管理規則

（2014 年 1 月 28 日付けで交通運輸部・公安部・国家安全生产监督管理总局により公布され、2016 年 4 月 20 日付けで『交通運輸部・公安部・国家安全生产监督管理总局の『道路輸送車両の動態監督管理規則』修正に関する決定』に基づいて修正された）

第 1 章 総則

- 第1条 道路輸送車両の動態監督管理を強化し、交通事故の予防と減少を図るため、『中華人民共和国安全生産法』、『中華人民共和国道路交通安全法实施条例』、『中華人民共和国道路輸送条例』等の関連の法律・法規に基づき、本規則を制定する。
- 第2条 本規則は、運行記録機能を有する衛星測位装置（以下、衛星測位装置と略称する）を備え、これを使用する道路輸送車両、及び関連の安全監督管理活動に適用される。
- 第3条 本規則で称する道路輸送車両は、幹線道路で運営される乗客輸送用自動車、危険貨物輸送車両、セミトレーラー牽引車、及び大型トラック（車両総重量が 12 トン以上の普通貨物輸送車両）を含む。
- 第4条 道路輸送車両の動態監督管理は、企業監視、政府による監督管理、ネットワーク制御の原則を遵守するものとする。
- 第5条 道路輸送管理機構、公安機関交通管理部門、安全監督管理部門は、法で定められた職責に基づき、道路輸送車両の動態監督管理作業に対し、共同で監督管理を実施する。

第 2 章 システム構築

- 第6条 道路輸送車両の衛星測位システムプラットフォームは、下記の標準の要件に適合するものとする。
- (1) 『道路輸送車両衛星測位システムプラットフォーム技術要件』（JT/T 796）
 - (2) 『道路輸送車両衛星測位システム端末通信プロトコル及びデータフォーマット』（JT/T 808）
 - (3) 『道路輸送車両衛星測位システムプラットフォームデータ交換』（JT/T 809）
- 第7条 道路輸送車両に取り付ける衛星測位装置は、下記の標準の要件に適合するものとする。
- (1) 『道路輸送車両衛星測位システム車載端末技術要件』（JT/T 794）
 - (2) 『道路輸送車両衛星測位システム端末通信プロトコル及びデータフォーマット』（JT/T 808）
 - (3) 『原動機付き車両の運行安全技術条件』（GB 7258）
 - (4) 『自動車運行記録計』（GB/T 19056）
- 第8条 道路輸送車両の衛星測位システムプラットフォーム及び車載端末は、関連の専門機関による標準適合性技術審査に合格しなければならない。標準適合性技術審査に合格したシステ

ムプラットフォームと車載端末は、交通運輸部がこれを公告する。

第9条 道路旅客輸送企業、道路危険貨物輸送企業、及び50台以上の大型トラックもしくは牽引車を有する道路貨物輸送企業は、標準に従って道路輸送車両の動態監視プラットフォームを構築し、または条件に適合する衛星測位システム監視ソーシャルプラットフォーム（以下、監視プラットフォームと総称する）を使用し、企業に属する道路輸送車両及び運転手の走行過程に対してリアルタイム監視及び管理を行う。

第10条 道路輸送企業が新規に構築した、または変更した監視プラットフォームは、使用を開始する前に、関連の専門機関のシステムプラットフォーム標準適合性技術審査に合格しなければならず、また変更前の『道路輸送経営許可証』を発行した道路輸送管理機関へ届け出るものとする。

第11条 道路輸送車両の動態監視ソーシャルサービスを提供する場合は、省級の道路輸送管理機関に届け出るとともに、以下の資料を提出するものとする。

- (1) 営業許可証
- (2) サービス標準条項、サービス誓約書
- (3) サービス履行能力の証明資料
- (4) システムプラットフォーム標準適合性技術審査の合格証明資料

第12条 観光バス、貸切バス、隣接していない県の間で運行する3類以上の路線バス、及び危険貨物輸送車両は、出荷前に、標準に適合する衛星測位装置を設置しているものとする。大型トラック及びセミトレーラー牽引車は、出荷前に、標準に適合する衛星測位装置を設置するとともに、全国道路貨物輸送車両公共監督管理とサービスプラットフォーム（以下、道路貨物輸送車両の公共プラットフォームと称する）に接続するものとする。車両メーカーは、道路輸送車両に標準に適合する衛星測位装置を設置後、関連の設置証明資料を車に携行させるものとする。

第13条 道路輸送事業者は、標準に適合する衛星測位装置を設置した車両を選択して購入し、要件に適合する監視プラットフォームに接続させるものとする。

第14条 道路輸送企業は、監視プラットフォームにおいて、企業に属する道路輸送車両及び運転手の基本データ等の情報を完全且つ正確に登録するとともに、随時更新するものとする。

第15条 道路旅客輸送企業及び道路危険貨物輸送企業の監視プラットフォームは、全国重点運営車両ネットワーク制御システム（以下、ネットワーク制御システムと略称する）に接続し、要件に従い、車両走行の動態情報及び企業、運転手、車両に関する情報を、全国道路輸送車両動態情報公共交換プラットフォームまで段階的にアップロードする。道路貨物輸送企業の監視プラットフォームは、道路貨物輸送車両公共プラットフォームとリンクし、要件に従い、企業、運転手、車両の情報を、道路貨物輸送車両公共プラットフォームへアップロードするとともに、道路貨物輸送車両公共プラットフォームから転送される貨物輸送車両走行の動態情報を受信するものとする。

第16条 道路輸送管理機関は、運営手続きを行う時に、道路輸送車両の衛星測位装置設置及びシステムプラットフォームへの接続状況について審査を行うものとする。

第17条 新規出荷車両に設置された衛星測位装置は、いかなる部門及び個人であっても、むやみに

取り外してはならない。危険貨物輸送車両がネットワーク制御システム監視プラットフォームに接続する際に関連の標準の要件に従って相応の設定を行う場合を除き、貨物輸送車両の車載端末監視センターのドメイン名設定は変更してはならない。

第18条 道路輸送管理機関は、道路輸送車両の動態情報公共サービスプラットフォームの構築及びメンテナンスを担当し、地方人民政府からメンテナンス経費の年度予算額を取得する。道路輸送管理機関は、段階的な査定及び通告制度を確立し、ネットワーク制御システムの長期的且つ安定した運営を保証するものとする。

第19条 道路輸送管理機関、公安機関交通管理部門、安全監督管理部門の間に、情報共有の仕組みを構築するものとする。

公安機関交通管理部門、安全監督管理部門は、必要に応じて、道路輸送車両の動態情報公共サービスプラットフォームを通じ、随時または定期的にシステムデータを取り寄せることができる。

第20条 いかなる部門、個人も、衛星測位システムプラットフォームの過去及びリアルタイムの動態データを無断で漏洩し、削除し、改ざんしてはならない。

第3章 車両監視

第21条 道路輸送企業は、道路輸送車両の動態監視の責任主体である。

第22条 道路旅客輸送企業、道路危険貨物輸送企業、及び大型トラックまたは牽引車を50台以上有する道路貨物輸送企業は、専任の監視要員を配置するものとする。専任の監視要員は、原則として、監視プラットフォームに接続される車両100台につき1人配置し、最少でも2人を下回らないものとする。

監視要員は、国の関連の法規及び政策を掌握し、輸送企業による研修、試験に合格後に職務に就くものとする。

第23条 道路貨物輸送車両公共プラットフォームは、各貨物輸送車両及び道路貨物輸送中小企業（大型トラックまたは牽引車の所有台数が50台以下）の貨物輸送車両に対する動態監視を担当する。道路貨物輸送車両公共プラットフォームには、スピード違反及び運転手の疲労度の制限値を設定し、運転手に対してスピード違反、疲労下での運転などの違法行為を自動的に警告する。

第24条 道路輸送企業は、健全な監視管理に関する制度を確立し、動態監視作業を規範するものとする。

- (1) システムプラットフォームの構築、メンテナンス及び管理制度
- (2) 車載端末の設置、使用及びメンテナンス制度
- (3) 監視要員の職責及び管理制度
- (4) 交通違反の動態情報の処理及び統計分析制度
- (5) その他の必要な制度

第25条 道路輸送企業は、法律・法規の関連規定及び車両が走行する道路の実際の状況に基づき、規定に従い、スピード違反及び運転手の疲労度の制限値を設定し、運行路線、区域、及び夜間走行時間等を査定し、車両の運行期間において車両及び運転手に対してリアルタイム

監視及び管理を行う。

スピード違反及び運転手の疲労度の制限値の設定については、バスの運転手の24時間の運転累計時間が原則として8時間を超えず、日中の連続運転が4時間を超えず、夜間の連続運転が2時間を超えず、毎回の休憩時間が20分を下回らず、バス車両の夜間の走行速度が日中の制限速度の80%を超えないという要件を満たすものとする。

第26条 監視要員は、車両の走行の動態情報をリアルタイムで分析して処理し、運転手に対してスピード違反、疲労下での運転等の違法行為の是正を速やかに警告するとともに、動態監視台帳に記録して保存するものとする。警告をしてもなお違法運転を継続する運転手に対しては、速やかに企業の安全管理機関に報告し、安全管理機関は直ちに制止のための措置を講じるものとする。運転手が制止措置を拒否して違法運転を継続した場合、道路輸送企業は速やかに公安機関交通管理部門に報告するとともに、事後に運転手を解雇するものとする。

動態監視データは、少なくとも6か月保存し、違法運転情報及び処理状況は、少なくとも3年間保存するものとする。交通違反情報を有する運転手に対しては、道路輸送企業が事後に速やかに処分を科すものとする。

第27条 道路輸送事業者は、衛星測位装置の正常な作動を確保し、車両がリアルタイムでオンラインの状態にあることを維持するものとする。

衛星測位装置に故障が発生し、オンライン状態を維持できない道路輸送車両に対し、道路輸送事業者は、それを道路輸送運営活動に従事させてはならない。

第28条 いかなる部門及び個人も、衛星測位装置を破壊し、及び悪意をもって衛星測位装置の信号を人為的に妨害し、ブロックしてはならず、衛星測位装置のデータを改ざんしてはならない。

第29条 衛星測位システムプラットフォームは、持続的且つ確実な技術サービスを提供し、車両の動態監視データの真実性、正確性を保証し、監視サービスを提供するシステムプラットフォームの安全且つ安定的な作動を確保するものとする。

第4章 監督検査

第30条 道路輸送管理機関は、監視プラットフォームの役割を十分に発揮させ、道路輸送企業の動態監視作業の状況に対して定期的に監督・評価を行うとともに、それを企業の品質信用評価の内容に盛り込み、輸送企業の入札募集及び年度審査の重要な根拠とする。

第31条 公安機関交通管理部門は、道路輸送車両の動態監視システムに記録された交通違反情報を法執行の根拠とし、法に従って取り締まることができる。

第32条 安全監督管理部門は、関連の規定に基づいて事故調査作業を入念に実施し、本規則の規定に違反した責任部門及び人員を厳しく取り締まるものとする。

第33条 道路輸送管理機関、公安機関交通管理部門、安全監督管理部門の監督検査人員は、検査対象の部門及び個人から状況を聴取し、関連の資料を調査及び複製することができる。監督検査対象の部門及び個人は、監督検査に積極的に協力し、事実のまま関連データを提供し、状況を説明するものとする。

道路輸送車両が交通事故を起こした場合、道路輸送企業または道路貨物輸送車両公共プラットフォームの責任部門は、事故の情報を得た後で、直ちに車両の動態監視データをロックし、事後調査に協力し、事故車両の動態監視データを事実のまま提供するものとする。事故車両に車載録画装置が設置されている場合は、録画データも提供するものとする。

第34条 各地において衛星測位装置の利用を奨励し、運転手の安全走行距離について統計分析を行い、安全走行ドライバーの選抜活動を実施する。

第5章 法的責任

第35条 道路輸送管理機関は、要件に従って衛星測位装置を設置していない、または衛星測位装置を設置しているが、ネットワーク制御システム上で（大型トラック及びセミトレーラー牽引車は道路貨物輸送車両公共プラットフォーム上で）正常に表示できない車両に対して、『道路輸送証』を発行せず、またはそれを審査する。

第36条 道路輸送企業が本規則の規定に違反し、下記のいずれかの状況に該当する場合は、県級以上の道路輸送管理機関より是正を命じる。是正を拒否した場合は、3,000元以上8,000元以下の罰金に処する。

- (1) 道路輸送企業が標準に適合した監視プラットフォームを使用せず、監視プラットフォームがネットワーク制御システムに接続されておらず、規定に従って道路輸送車両の動態情報をアップロードしていない。
- (2) 交通違反動態情報の処理制度を確立していない、または効果的に実行しておらず、運転手の交通違反に対する処理率が90%を下回っている。
- (3) 規定に従って専任の監視要員を配置していない。

第37条 道路輸送事業者が本規則の規定に違反し、衛星測位装置に故障が発生してオンラインを維持できない輸送車両を運営活動に従事させた場合、県級以上の道路輸送管理機関より是正を命じる。是正を拒否した場合は、800元の罰金に処する。

第38条 本規則の規定に違反し、下記のいずれかの状況に該当する場合は、県級以上の道路輸送管理機関より是正を命じ、2,000元以上5,000元以下の罰金に処する。

- (1) 衛星測位装置を破壊し、悪意をもって衛星測位装置の信号を人為的に妨害し、ブロックした。
- (2) 車両の動態監視データを偽造し、改ざんし、削除した。

第39条 本規則の規定に違反し、交通事故が発生し、第36条、第37条、第38条のいずれかの状況がある場合、法に従って関係者の責任を追及する。犯罪が成立する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第40条 道路輸送管理機関、公安機関交通管理部門、安全監督管理部門の職員が本規則を実行する過程において、職務怠慢、職権濫用、利己心による不正の状況があった場合は、行政処分を科す。犯罪が成立する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第6章 附則

第41条 本規則の実施前にすでに輸送市場に出ている大型トラック及びセミトレーラー牽引車は、

2015年12月31日までに、全て衛星測位装置を設置して使用し、道路貨物輸送車両公共プラットフォームへ接続するものとする。

農村のバス車両の動態監督管理は、本規則を参考にして実行できる。

第42条 本規則は2014年7月1日より施行する。